

香川県条例第23号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年香川県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員の服務の宣誓) 第2条 略 <u>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u>	(職員の服務の宣誓) 第2条 新たに職員となったものは、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、一般職員にあっては規則、警察職員にあっては公安委員会規則、公立学校職員にあっては教育委員会規則で定める様式による宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはならない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。